

地方独立行政法人西都児湯医療センター給与規程

平成28年4月1日

規程第04号

目次

- 第1章 総則（第1条―第12条）
- 第2章 基本給（第13条）
- 第3章 諸手当（第14条―第23条）
- 第4章 昇給（第24条―第29条）
- 第5章 賞与（第30条）
- 第6章 医師の特例（第31条）
- 第7章 雑則（第32条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、地方独立行政法人西都児湯医療センター就業規程（平成28年規程第11号。以下「就業規程」という。）第45条に基づき、地方独立行政法人西都児湯医療センター（以下「法人」という。）の職員の給与に関する事項を定めるものとする。

（給与支払の原則）

第2条 給与は、労働の対価として支給する。よって、不就業日及び不就業時間に対する給与は支給しない。

（給与の種類）

第3条 給与は、基本給、管理職手当、役職手当、特殊勤務手当、扶養手当、住宅手当、通勤手当、割増賃金、夜間勤務手当、待機手当、年末年始出勤手当及び賞与とする。

（給与の計算期間）

第4条 給与（賞与を除く。次条及び第8条から第12条までにおいて同じ。）の計算期間（以下「給与期間」という。）は、月の1日から末日までとする。

（給与の支給日）

第5条 基本給、管理職手当、役職手当、特殊勤務手当、扶養手当、住宅手当及び通勤手当は、その月分を毎月25日に支給する。ただし、その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日に支給する。

2 割増賃金、夜間勤務手当、待機手当、特殊勤務手当（日額支給）及び年末年始出勤手当は、その月分をその翌月の給料支給日に支給する。

（給与の支払と控除）

第6条 給与は、通貨をもって直接本人に全額を支払う。ただし、職員が希望した場合は、その指定する金融機関等の口座への振込により支払う。

2 次の各号に掲げるものは、毎月支払う給与から控除する。

- (1) 源泉所得税
- (2) 住民税
- (3) 健康保険及び厚生年金保険の保険料の被保険者負担分
- (4) 雇用保険の保険料の被保険者負担分
- (5) 労働組合又は職員の過半数を代表する者との協定により給与から控除することとしたもの

（給与の特別支払）

第7条 職員が死亡又は退職した場合において本人又は正当な権利者からの請求があったときは、請求のあった日から14日以内に給与を支払う。

（給与の非常時払）

第8条 職員又は職員の収入によって生計を維持する者が、次の各号のいずれかに該当する場合で、職員から請求があったときは、第5条の規定にかかわらず既往の労働に対する給与を支払う。

- (1) 出産のとき。
- (2) 結婚のとき。
- (3) 疾病のとき。
- (4) 死亡のとき。
- (5) 災害を受けたとき。
- (6) その他やむを得ない事由がある場合であって、法人が認めたとき。

（給与の端数計算）

第9条 この規程による給与期間において、給与の計算上1円未満の端数を生じた場合は、50銭未満の端数を切り捨て、50銭以上を1円に切り上げるものとする。

（給与の計算方法）

第10条 職員が給与期間の途中に採用され、又は退職、休職若しくは復職した場合は、その月の基本給及び諸手当（管理職手当、役職手当、特殊勤務手当、扶養手当、住宅手当、及び通勤手当をいう。）の合計額を1か月平均所定労働日数で除して得た額（次条において「基本給の日額」という。）に実際に勤務した日数を乗じて得た額とする。

（欠勤等の扱い）

第11条 職員が給与期間に欠勤、遅刻、早退及び私用外出をした時間（この項において「欠勤等時間」という。）がある場合は、基本給の日額を1日当たりの所定

労働時間で除して得た額に欠勤等時間数を乗じて得た額をその月の給与から差し引くものとする。

(休暇休業等の給与)

第12条 年次有給休暇及び就業規程第24条に定める特別休暇の期間は、所定労働時間労働したときに支払われる通常の給与を支給する。

2 次の各号に掲げる休暇期間及び休業期間等は、無給とする。

- (1) 産前産後休業期間
- (2) 母性健康管理のための休暇等の時間
- (3) 育児時間
- (4) 生理日の措置の日又は時間
- (5) 育児休業及び介護休業期間
- (6) 子の看護休暇及び介護休暇
- (7) 公民権行使の時間
- (8) 裁判員休暇の期間
- (9) 就業規程第33条に定める休職期間。ただし、同条第1項第4号の規定による休職の場合は、その休職期間1日につき平均賃金日額の6割を支給する。

3 欠勤及び休職により給与が支払われない期間中に発生した社会保険料の自己負担分及び職員の申出により給与から控除されている積立掛金等は、法人が指定する日までに法人に支払うものとする。

第2章 基本給

(基本給の決定)

第13条 基本給は、職員の学歴、年齢、資格、技能及び職務の責任度を考慮した上、別表第1号により決定する。

2 新たに採用された職員の初任給は、別表第2号の基準により決定する。ただし、経験を有する者の初任給は、経歴及び経験を審査し、在籍者との均衡を考慮した上で決定する。

第3章 諸手当

(管理職手当)

第14条 管理職については、別表第3号のとおり、その在任期間中は管理職手当を支給する。

2 前項に規定する手当を受ける職員が、ほかに当該手当を受ける職との兼務を命じられたときは、当該兼務を命じられた職に対する手当は、支給しない。

3 前項の規定に該当する職員に対しては、支給する当該手当の額に10,000円を加算するものとする。

(役職手当)

第15条 役職を担当する者については、別表第3号のとおり、その在任期間中は役職手当を支給する。

(看護部管理手当)

第15条の2 看護師長以上の者については、別表第3号のとおり、その在任期間中は看護部管理手当を支給する。

(特殊勤務手当)

第16条 特殊な勤務に従事する者には、別表第3号のとおり、その勤務の特殊性に応じて、特殊勤務手当を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関等からの派遣依頼において、別に定める支給額がある場合は、その金額を特殊勤務手当として支給する。

(扶養手当)

第17条 扶養手当は、別表第3号のとおり、扶養家族のある職員に支給する。

2 前項の扶養家族とは、収入が税務上の扶養の範囲で、主としてその職員に扶養されている次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 配偶者
- (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫
- (3) 満60歳以上の父母及び祖父母
- (4) 満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

3 新たに職員になった者で扶養家族がある場合、又は職員に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、当該職員は直ちにその旨を届け出なければならない。

- (1) 扶養家族たる要件を具備するに至った者がある場合
- (2) 扶養家族たる要件を欠くに至った者がある場合

4 扶養手当は、前項第1号の届出があった者については届出のあった月の翌月（その日が、月の初日であるときは当月）から支給し、前項第2号の届出があった者については届出のあった月の翌月から支給しない。

(住宅手当)

第18条 住宅手当は、別表第3号のとおり、借家又は借間に居住し、12,000円を超える家賃又は間代を支払っている職員、又は自宅に居住して世帯主である職員に支給する。ただし、自宅に居住している職員が世帯主でない場合であって世帯主の年収が103万円以下のときは、当該手当を支給する。

2 次に掲げる職員には、住宅手当を支給しない。

- (1) 配偶者が他の事業所等で既に住宅手当を受給している職員
- (2) 父母又は配偶者の父母のうち職員の扶養家族でない者が所有（借受を含む。）している住宅を借り受けて、当該住宅に居住している職員

3 新たに職員になった者で住宅手当の支給を受けることができる場合、又は職員に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、当該職員は直ちにその旨を届出なければならない。

- (1) 新たな住宅区分に該当した場合
- (2) 当該手当の支給要件を欠くに至った場合

4 住宅手当は、前項第1号の届出があった者については届出のあった月の翌月（その日が、月の初日であるときは当月）から支給し、前項第2号の届出があった者については届出のあった月の翌月から支給しない。

（通勤手当）

第19条 片道2km以上の距離を通勤している者に対しては、別表第3号のとおり、通勤手当を支給する。

2 通勤手当は、年次有給休暇その他の休暇休業及び欠勤により通勤行為がない日が給与期間の出勤すべき日数の5割以上の場合については支給しない。

3 通勤のため自動車を利用する者は、任意保険に加入しなければならない。

4 新たに職員になった者で当該手当の支給を受けることができる場合、又は職員に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、当該職員は直ちにその旨を届出なければならない。

- (1) 転居等に伴い通勤距離の変更がある場合
- (2) 当該手当の支給要件を欠くに至った場合

5 通勤手当は、前項第1号の届出があった者については届出のあった月の翌月（その日が、月の初日であるときは当月）から支給し、前項第2号の届出があった者については届出のあった月の翌月から支給しない。

（割増賃金）

第20条 割増賃金は、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他労働関係法令に基づき支給する。

（夜間勤務手当等）

第21条 準夜帯（午後4時から翌午前1時までをいう。）に勤務する看護師、深夜帯（午前0時から午前9時までをいう。）に勤務する看護師及び病院の管理者として当直する職員並びに午後7時から午後11時まで勤務する診療放射線技師、事務職員には、別表第3号のとおり夜間勤務手当を支給する。この場合において、実働時間に対する法定の割増賃金の額が当該手当の額を超えるときは、その差額を支給するものとする。

（待機手当）

第22条 終業時刻後に自宅待機を命ぜられた職員には、別表第3号のとおり、待機手当を支給する。

(年末年始出勤手当)

第23条 年末年始(12月29日から翌年1月3日までをいう。)に通常の勤務を命ぜられた職員には、別表第3号のとおり年末年始出勤手当を支給する。

第4章 昇給

(昇給)

第24条 昇給は、各人の能力・勤務成績等を考慮して行う。

(昇給の時期)

第25条 定期昇給は、原則として毎年4月1日付をもって行う。ただし、業績により行わない場合もある。

(定期昇給の額)

第26条 定期昇給は、原則として別表第1号の直近上位の号級に位置付けることにより行うものとする。

(昇給資格取得期間)

第27条 定期昇給に要する勤続期間は、1の年度内において6か月とする。ただし、職員が、勤続期間中90日以上欠勤した場合(業務上負傷し、又は疾病にかかり休業した場合を除く。)は、当該定期昇給に要する勤続期間の要件を満たしたとしても、当該昇給に係る期間に限り昇給を留保することがある。

(新規採用者の昇給)

第28条 採用後1年に満たない職員の昇給は、当該職員の能力、勤務成績等を考慮し、決定する。

(特別昇給)

第29条 次の各号に掲げる職員は、特別昇給させることがある。

- (1) 昇進により、管理職の役職についた者
- (2) 勤務成績が特に優秀な場合又は特に功労のあった者

第5章 賞与

(賞与)

第30条 賞与は、原則として7月及び12月に支給する。ただし、法人の業績の著しい低下その他やむを得ない事由がある場合には、支給時期を延期し、又は支給しないことがある。

2 賞与の査定期間は、次のとおりとし、支給日に在籍している職員に支給する。

支給月	査定期間
7月	前年12月1日から5月31日まで
12月	6月1日から11月30日まで

3 賞与の額は、次の算式で得た額とする。

(基本給+扶養手当+管理職手当)×支給率×査定率

- 4 前項の支給率は、法人の業績によりその都度決定する。
- 5 医師の賞与の額は一律50万円とする。ただし、前項の査定期間内に勤務していない期間がある場合は、当該期間に相当する額を減じるものとする。
- 6 第3項の査定率は、職員の勤続期間及び勤務成績によりその都度決定する。ただし、査定期間中に次の各号に掲げる期間がある場合は、該当期間を除き、1か月から5か月までの各勤務期間により決定する。
 - (1) 休職期間（法人都合による場合を除く。）
 - (2) 欠勤期間
 - (3) 産前産後休業期間
 - (4) 育児休業及び介護休業期間
- 7 第2項に定める査定期間中に勤務期間がない者には、賞与を支給しない。
- 8 法人は、賞与を支給することとされていた職員が、当該賞与の支給を差止めることが適当であると認められる事由に該当する場合は、支給を差し止めることができる。

第6章 医師の特例

第31条 医師である職員の給与の額は、前条までの規定にかかわらず、別表第4号に定めるものとする。

第7章 雑則

(雑則)

第32条 この規定に定めるもののほか、給与に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(令和2年度の特例)
- 2 令和2年度に限り、職員が新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）の陽性者である入院患者に対する診療又は看護その他理事長が必要と認める業務に従事した場合、第16条に定めるもののほか、当該職員に対し特殊勤務手当として次項に定める額を支給する。
- 3 前項の特殊勤務手当の額は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 医師 1日当たり1万円
 - (2) 看護師及び診療放射線技師 1日当たり4,000円

(令和3年度以降の特例)
- 4 職員が新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感

染症をいう。)の陽性者である患者に対する診療又は看護その他理事長が必要と認める業務に従事した場合、第16条に定めるもののほか、当該職員に対し特殊勤務手当として次項に定める額を支給する。ただし、国などからの新型コロナウイルス感染症に対する支援交付金等の充当がない場合、手当支給は行わない。

5 前項の特殊勤務手当の額は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 医師 1日当たり1万円
- (2) 看護師 1日当たり4,000円
- (3) 診療放射線技師 1日当たり4,000円

附 則 (令和4年3月18日一部改正)

この規程は、令和4年3月18日から施行し、改正後の地方独立行政法人西都児湯医療センター給与規程の規定は、令和3年4月1日から適用する。

附 則 (平成28年6月30日一部改正)

この規程は、平成28年7月1日から施行する。

附 則 (平成28年8月25日一部改正)

この規程は、平成28年8月25日から施行する。

附 則 (平成28年12月15日一部改正)

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月30日一部改正)

この規程は、平成29年3月30日から施行する。

附 則 (平成29年10月26日一部改正)

この規程は、平成29年10月26日から施行する。

附 則 (平成30年3月26日一部改正)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年5月1日一部改正)

この規程は、平成30年5月1日から施行する。

附 則 (平成30年8月28日一部改正)

この規程は、平成30年9月1日から施行する。

附 則 (平成30年12月13日一部改正)

この規程は、平成30年12月13日から施行する。

附 則 (令和2年4月24日一部改正)

この規程は、令和2年5月1日から施行する。

附 則 (令和2年5月28日一部改正)

1 この規定は、令和2年5月28日から施行し、改正後の地方独立行政法人西都児湯医療センター給与規程の規定は、令和2年5月1日から適用する。

2 設立団体が法人に派遣する職員の給与については、地方独立行政法人西都児湯医療センターへの職員の派遣に関する協定によるものとし、協定に定めのない給与については、給与規程を適用する。

附 則（令和2年8月25日一部改正）

この規定は、令和2年8月25日から施行し、改正後の地方独立行政法人西都児湯医療センター給与規程の規定は、令和2年8月1日から適用する。

附 則（令和3年1月28日一部改正）

この規定は、令和3年1月28日から施行し、改正後の地方独立行政法人西都児湯医療センター給与規程の規定は、令和3年1月11日から適用する。

附 則（令和3年6月7日一部改正）

この規程は、令和3年6月7日から施行し、改正後の地方独立行政法人西都児湯医療センター給与規程の規定は、令和3年5月18日から適用する。

附 則（令和4年3月18日一部改正）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1号（第13条関係）

（月額・単位：円）

職務の級 号級	事務職 1級	事務職 2級	薬剤師	技術職	看護職 1級	看護職 2級	看護職 3級	看護職 4級
1	263,700	140,000	253,600	173,500	292,300	183,500	150,000	113,500
2	269,700	145,800	259,600	179,500	296,900	189,500	155,300	115,500
3	275,500	150,000	265,600	185,500	301,100	195,500	160,600	117,500
4	281,300	155,300	271,600	191,500	304,600	201,500	165,900	120,000
5	287,100	160,600	277,600	197,500	308,800	207,500	170,900	122,500
6	292,700	165,900	283,400	203,300	313,000	213,300	175,900	125,000
7	298,300	170,900	289,200	209,100	317,200	219,100	180,900	127,500
8	303,900	175,900	295,000	214,900	321,200	224,900	185,400	130,000
9	309,400	180,900	300,700	220,700	325,200	230,700	189,900	132,500
10	314,900	185,400	306,400	226,300	329,200	236,300	194,400	135,000
11	320,300	189,900	311,900	231,900	332,200	241,900	198,900	137,000
12	325,600	194,400	317,400	237,500	335,200	247,500	203,400	139,000
13	330,900	198,900	322,800	243,000	338,200	253,000	207,400	141,000
14	336,100	203,400	328,200	248,300	341,200	258,300	211,400	143,000
15	341,300	207,400	333,500	253,600	344,200	263,600	215,400	145,000

16	346,400	211,400	338,800	258,900	347,200	268,900	218,900	147,000
17	351,400	215,400	343,800	263,900	350,000	273,900	222,400	149,000
18	356,400	218,900	348,800	268,900	351,500	278,900	225,900	151,000
19	361,400	222,400	353,800	273,900	352,500	283,900	229,400	153,000
20	366,200	225,900	358,400	278,100	353,500	288,100	232,900	155,000
21	371,000	229,400	363,000	282,300	354,500	292,300	235,900	156,500
22	375,500	232,900	367,600	286,900	355,500	296,900	238,900	157,500
23	380,000	235,900	371,800	291,100	356,500	301,100	241,900	158,500
24	384,300	238,900	376,000	295,300	357,500	304,600	244,500	159,500
25	388,300	241,900	380,200	299,500	358,200	308,800	247,100	160,500
26	392,100	244,500	384,400	303,700	358,900	313,000	249,700	161,500
27	395,900	247,100	388,600	307,900	359,600	317,200	251,700	162,500
28	399,400	249,700	392,600	311,900	360,300	321,200	253,700	163,500
29	402,900	251,700	396,600	315,900	370,000	325,200	255,700	164,500
30	406,400	253,700	400,600	319,900	370,700	329,200	257,700	165,500
31	409,600	255,700	404,100	322,900	371,400	332,200	259,700	
32	412,800	257,700	407,600	325,900	372,100	335,200	261,700	
33	416,000	259,700	411,100	328,900	372,800	338,200	263,700	
34	419,000	261,700	414,100	331,900		341,200	265,700	
35	422,000	263,700	417,100	334,900		344,200	267,700	
36	425,000	265,700	420,100	337,900		347,200	269,700	
37	427,800	267,700	423,100	340,900		350,000	271,700	
38	430,600	269,700	426,100	343,900			273,700	
39	433,400	271,700	428,600	347,900			275,700	
40	435,900	273,700	431,100	350,000			277,700	
41	438,400	275,700	433,600	351,500			279,700	
42	440,700	277,700	435,600	352,500			281,700	
43	442,900	279,700	437,600	353,500			283,700	
44	445,100	281,700	439,600	354,500			285,700	
45	446,900	283,700	441,600	355,500			287,700	
46	448,700	285,700		356,500			289,700	

47	450,000	287,700		357,500		291,700
48	451,300	289,700		358,200		293,700
49	452,600	291,700		358,900		295,700
50	453,600	293,700		359,600		297,700
51	454,300	295,700		360,300		300,000
52	455,000	297,700		370,000		301,500
53	455,700	300,000		370,700		302,500

備考

- 1 事務職1級は事務局長、次長及び課長の職に、事務職2級はその他の事務職に適用する。
- 2 技術職は、臨床検査技師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、管理栄養士、社会福祉士、保育士等に適用する。
- 3 看護職1級は看護部長及び副看護部長の職に、看護職2級はその他の看護師に、看護職3級は准看護師及び介護福祉士に、看護職4級は看護補助者に適用する。

別表第2号(第13条関係)

初任給基準

第1 事務職

- (1) 大学卒 事務職2級9号
- (2) 短期大学、専門学校卒 事務職2級3号
- (3) 高等学校卒 事務職2級1号

第2 薬剤師 薬剤師1号

第3 臨床検査技師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、管理栄養士、社会福祉士及び保育士

- (1) 大学卒 技術職8号
- (2) 短期大学、専門学校卒 技術職6号

第4 看護師

- (1) 大学卒 看護職2級4号
- (2) 短期大学、専門学校卒 看護職2級2号
- (3) 進学コース卒 看護職2級1号

第5 准看護師及び介護福祉士 看護職3級1号

第6 看護補助者 看護職4級7号

別表第3号(第14条-第19条、第21条-第23条関係)

手当の種類		金額(円)	備考
管理職手当	院長	120,000	月額
	副院長	100,000	
	事務局長	60,000	

	看護部長		60,000	
	部長		30,000	
	副部長		30,000	
	科長		30,000	
	次長		30,000	
	副看護部長		30,000	
	医長		20,000	
	課長		20,000	
手当	役職	室長、看護師長、課長補佐、主幹、託児所長、係長	10,000	
		副看護師長、主査	5,000	
看護部	管理手当	看護部長、副看護部長、看護師長	20,000	
特殊勤務手当	診療放射線技師（X線技師を含む。）		10,000	
	臨床検査技師		10,000	
	薬剤師		10,000	
	大規模災害等の派遣業務に従事した職員 特殊な感染症等の派遣業務に従事した職員		3,000	
扶養手当	配偶者		5,000	
	子ども1人につき		2,000	
	その他1人につき		1,000	
住宅手当	借家 又は 借間	月額23,000円以下の家賃	家賃の月額 -12,000	
		月額23,000円～55,000円の家賃	(家賃の月額- 23,000) × 1/2 + 11,000	
		月額55,000円を超える家賃	27,000	
	自宅	住宅購入後5年	2,500	
		住宅購入後6年以上	1,000	
通勤手当	片道 2km以上 6km未満		2,500	
	片道 6km以上12km未満		5,000	
	片道12km以上20km未満		10,000	
	片道20km以上		15,000	
夜間勤務手当等	診療放射線技師（X線技師を含む。）		6,000	1回
	病棟看護師準夜勤務手当		4,000	
	病棟看護師深夜勤務手当		6,000	
	外来看護師準夜勤務手当		4,000	

	外来看護師深夜勤務手当	6,000	
	病棟看護助手準夜勤務手当	2,000	
	病棟看護助手深夜勤務手当	3,000	
	事務職員	1,500	
待機手当	管理職	2,000	1日
	診療放射線技師（X線技師を含む。）	2,000	
	臨床検査技師	2,000	
	外来看護師	2,000	
年末年始出勤手当		700円×当該日の勤務時間数	1日

別表第4号（第31条関係）

(1) 基本給

経験年数	月額	経験年数	月額
1年	600,000円	16年	1,330,000円
2年	700,000円	17年	1,360,000円
3年	800,000円	18年	1,390,000円
4年	850,000円	19年	1,420,000円
5年	900,000円	20年	1,450,000円
6年	950,000円	21年	1,480,000円
7年	1,000,000円	22年	1,510,000円
8年	1,050,000円	23年	1,540,000円
9年	1,100,000円	24年	1,570,000円
10年	1,150,000円	25年	1,600,000円
11年	1,180,000円	26年	1,630,000円
12年	1,210,000円	27年	1,660,000円
13年	1,240,000円	28年	1,690,000円
14年	1,270,000円	29年	1,720,000円
15年	1,300,000円	30年	1,750,000円

臨床研修医	月額	320,000円
-------	----	----------

(2) 手当

手当の種類		金額	備考	
当直手当	平日	19時～翌7時	1回	
	土曜日	14時～翌9時		
	休日	9時～18時		63,000
		18時～翌7時		52,000
	5月連休	9時～18時		81,900
		18時～翌9時		67,600
	年末年始	9時～18時		150,000
		18時～翌9時		150,000
当直手当 (臨床研修医)	平日	19時～翌7時	15,000	
管理職手当	別表第3号のとおり			
医師調整手当		100,000	月額	
住宅手当	借家又は借間		家賃相当額 (上限65,000円)	
	自宅	住宅購入後5年	2,500	
		住宅購入後6年以上	1,000	
年末年始調整手当		700円×当該日の勤務時間数	1日	
扶養手当	配偶者		5,000	
	子ども1人につき		3,000	
	その他1人につき		1,000	
通勤手当	片道2km以上6km未満		2,500	
	片道6km以上12km未満		5,000	
	片道12km以上20km未満		10,000	
	片道20km以上		15,000	
	有料道路通行料		実費	
特殊勤務手当	大規模災害等の派遣業務に従事した職員 特殊な感染症等の派遣業務に従事した職員		5,000	
			日額	